

令和2年第9回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和2年第9回教育委員会定例会議事日程

令和2年9月29日（火）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務  
報告第18号

臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

臨時代理事務  
報告第19号

臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見）

臨時代理事務  
報告第20号

臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）に対する意見）

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

令和2年第8回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

8月28日、「宮城県都市教育長・主管課長会議」が気仙沼市で開催され、教育長及び事務局次長が出席しました。

8月29日、山王地区公民館に勤務する50代技能主事が、恐喝の容疑により宮城県警察に逮捕されました。当該職員は、9月18日に刑事事件として起訴されたことから、同日付けで休職の分限処分を行いました。

8月31日及び9月18日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。9月18日現在の対応状況は、別表のとおりです。

9月4日、「令和2年第3回多賀城市議会定例会」が開会し、10月2日までの29日間の会期で開催されております。教育委員会関係議案は、本日臨時代理事務報告をいたします「工事請負契約の締結（3件）」、「平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算」及び「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」の議案が提出されています。

9月9日、多賀城市に対して、「東北学院大学、市内の高校と小中学校を9月11日（金曜日）12時30分に爆破する。その後、市役所と市内の駅4か所付近でシラガス50kgを散布する。」との予告があったことから、9月11日は市立小中学校を休校としました。

9月5日、6日に中学校4校で「体育祭」が、19日に「第24回多賀城市中学校新人体育大会」が開催され、熱戦が繰り広げられました。

なお、例年行われている修学旅行は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「実施」又は「中止」の判断を学校ごとに行い、中止の場合は代替行事を行います。いずれも10月中に実施を予定しております。

### ■生涯学習課関係

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

### ■文化財課関係

9月10日、南門建設現場周辺来訪者等への広報のため、南門建設工事事務所を囲う壁を活用し、南門完成予想図を掲示しました。

また、市役所1階受付上部の壁に設置しているモニターで、南門完成予想図や

工事状況の写真画像を映しているほか、文化センター等にポスターの掲示及びチラシを設置し、南門復元事業の情報発信を行っています。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和2年9月16日現在)

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
9月13日	家庭教育事業「パパの子育て応援講座～パパと一緒に！ベビーマッサージ～」 NPO法人子育て応援団ゆうわ 齋藤勇介氏	親子5組	中公

○大代地区公民館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
8月29日	成人教育事業「Zoom体験講座」(三館合同講座)	1名	大公
9月5日、 12日	成人教育事業「おうちでバレトン講座」 (三館合同講座。大代地区公民館から配信) 講師：バレトンインストラクター 沼田清美氏	34名	大公

○市民会館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
8月30日	主催事業「コンサートで避難訓練2020」 演奏：塩釜コカリナ合奏団 コカリナデュオ・あんず	80名	市会

○市立図書館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
8月1日～ 31日	「高野ムツオ×佐々木隆二「語り継ぐいのちの俳句」展2020」	3,352名	市図
9月6日、 12日	「図書館探検 館長と巡る 図書館ツアー」	8名	市図
9月12日	「図書館をいたおす！司書が教える図書館活用講座」	1名	市図
9月13日	「本のお医者さん こども本の修理体験」	6名	市図
9月14日	「インターネットで図書館活用！マイページ活用講座」	2名	市図

9月16日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	4名	市図
-------	---------------------	----	----

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
8月29日、 9月6日、 12日	自主事業「スポーツてらこや前期」	86名	総体
8月31日、 9月12日、 15日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	4名	総体
9月1日、 3日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	60名	大公 山公
9月5日	社会体育事業「登山in栗駒山」 講師：多賀城山岳会	16名	栗駒山
9月5日、 12日	自主事業「ナイターテニス教室」	27名	STEP
9月8日	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：留ヶ谷粋生クラブ	14名	市内
9月14日	自主事業「おやこふれあい教室」	8名	総体

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館  
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館  
 STEP：さんみらい多賀城イベントプラザ

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応について

令和2年9月18日

## 1 対応期間 10月31日まで

## 2 施設及び事業の対応について

### (1) 保健福祉部

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
1	太陽の家	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・園内の全体活動は当面見合わせ、クラス活動を行う ・園児以外が参加する行事・イベントは内容により実施	左記からの変更なし
2	コスモスホール	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察を徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・施設外への外出・飲食を伴うイベントは内容により実施	左記からの変更なし
3	トウインクルたがじょう	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら5月25日から当面の間、一部利用を制限し再開 ・施設：施設内外の清掃、消毒、換気 ・職員：検温と手洗い、マスク着用 ・利用者：自宅での検温、マスク着用の依頼 ●主な一部利用制限内容 ・各プログラムの利用人数を調整して実施 ・食品を扱うプログラムは中止	左記からの変更なし
4	放課後児童クラブ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施。 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・児童：登級前の検温、マスク着用の依頼	左記からの変更なし
5	児童館・児童センター	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用を制限して開館。 人数制限を設けてイベント実施。 【8月19日まで】 ●一部制限内容 ・利用人数を制限すること →幼児親子：10組以内、小学生：15人以内、中学生：10人以内 ・館内での飲食の中止 【8月20日から】 ・感染状況を確認しながら、利用制限を緩和し、人数制限を設けてイベントを実施予定 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者：来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒	左記からの変更なし

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
6	子育てサポートセンター	<p>3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館。</p> <p>●一部制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間及び人数を制限すること →午前9時～11時30分:15組程度、午後1時～3時30分:15組程度</li> <li>・予約制 →利用日前日(前日が休館日の場合は前々日)に施設へ電話で予約</li> <li>・感染状況を確認しながら、利用制限を緩和し、少人数でのイベントを実施予定</li> </ul> <p>●対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設:館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止</li> <li>・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行</li> <li>・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒</li> </ul>	左記からの変更なし
7	保育所等	<p>国等の示す方針等に基づき、3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、熱中症予防に留意するなど安全に配慮して実施</p> <p>●保育の利用自粛依頼について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日から解除</li> </ul> <p>●通常保育及び延長保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風邪のような症状のある児童の通所を控えるよう呼びかけ</li> <li>・施設入出者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒液による手指消毒の励行</li> <li>・こまめな換気の実施</li> <li>・保育中におけるクラス合同保育の必要最低限の実施</li> </ul> <p>●地域活動事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を予防する対応を行いながら再開予定</li> <li>・志引保育所:8月21日から</li> <li>・八幡保育所:8月5日から</li> <li>・桜木保育所:7月7日から</li> <li>・子育てに関する電話相談については継続実施</li> </ul>	左記からの変更なし
8	乳幼児健診	6月から実施	左記からの変更なし
9	BCG集団予防接種	実施	左記からの変更なし
10	1歳児育児体験事業	7月から内容を変更し実施	左記からの変更なし
11	離乳食講習会	7月から内容を変更し実施	左記からの変更なし
12	母子健康手帳交付等の個別相談	実施	左記からの変更なし
13	ハッピーパパママ学級	6月から内容を変更し実施	左記からの変更なし
14	妊婦歯科健康診査	実施	左記からの変更なし
15	乳幼児健康相談	6月から個別対応により実施	左記からの変更なし

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
16	集団検診(特定健康診査等)	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、9月16日から10月18日までの18日間で実施予定	左記からの変更なし
17	各種検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、歯周病、骨粗鬆症)	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 12/16～1/31までの期間で実施予定</li> <li>・子宮頸がん 7/1～8/31で実施</li> <li>・乳がん 7/1～9/30で実施</li> <li>・歯周病 9/1～11/30で実施予定</li> <li>・骨粗鬆症 1/13～1/15で実施予定</li> </ul>	左記からの変更なし
18	シルバーヘルスプラザ	3密の回避など、感染拡大を予防する対応、入館時の手指消毒、利用者名簿の作成や検温を行いながら、当面の間、一部利用制限を付して開館  <ul style="list-style-type: none"> <li>●主な一部利用制限</li> <li>・利用時間・利用人数を制限すること</li> </ul>	左記からの変更なし
19	シルバーワークプラザ	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、5月25日から開館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設:館内外の清掃、消毒、換気</li> <li>・職員:検温と手洗い、マスク着用</li> <li>・利用者:健康状態聞き取り、手洗い(消毒)</li> </ul>	左記からの変更なし
20	屋内ゲートボール場 屋外ゲートボール場	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら5月25日から当面の間、一部利用を制限して開館 <ul style="list-style-type: none"> <li>●主な一部利用制限内容</li> <li>・市民団体に限定</li> </ul>	左記からの変更なし

(2) 教育委員会

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
1	市立小中学校	6/1より通常	左記からの変更なし
2	市民会館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館  ●利用制限内容 <input type="checkbox"/> 飛沫感染・接触感染等のリスクが高い施設利用は予防対策の徹底を前提とすること <input type="checkbox"/> 利用人数を制限すること → 各室定員の1/2以下での使用(ただし、市民会館大ホールは500人以下、小ホールは200人以下とする。) → 間隔を開け、座席の四方を開けること。 → 1～2時間ごとに換気(5分～10分程度)等  ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	左記からの変更なし
3	中央公民館		
4	山王地区公民館		
5	大代地区公民館		
6	総合体育館		
7	市民プール	屋内天井補修工事の実施につき休館	左記からの変更なし

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
8	市民テニスコート	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容  <input type="checkbox"/>更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>	左記からの変更なし
9	多賀城公園野球場	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、手洗いの実施、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容  <input type="checkbox"/>利用者の特定  →利用者が特定できること。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>	左記からの変更なし
10	中央公園	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容  <input type="checkbox"/>利用制限サービス  ・資料閲覧(座席数等)の制限  ・学習スペース(座席数等)の制限</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>	
11	市立図書館	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容  <input type="checkbox"/>利用制限サービス  ・資料閲覧(座席数等)の制限  ・学習スペース(座席数等)の制限</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>	左記からの変更なし

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
12	埋蔵文化財調査センター展示室	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容</p> <p>□来館者(観覧者数)を制限する。(最大人数:展示室15名まで)</p> <p>□解説員による展示解説は、当面行わない。</p> <p>□団体の利用は、当面受け付けない。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる</p>	左記からの変更なし
13	多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館(史遊館)	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容</p> <p>□来館者(体験者数)を制限する。(最大人数:体験者5名まで)</p> <p>□団体の利用は、当面受け付けない。</p> <p>□個人の体験は、原則事前申し込みとする。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>	左記からの変更なし
14	学校施設開放	<p>8月8日から屋内施設の開放を再開。</p> <p>なお、利用の際は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。事業管理者の定めによる。</p>	左記からの変更なし

(3) 総務部

No	施設・事業	9/30までの施設対応	10/31までの対応
1	市民活動サポートセンター	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸室の利用人数を定員の概ね半数とする。</li> <li>・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。</li> <li>・フリースペースの利用についても申出制とする。</li> </ul> <p>●利用者に遵守いただく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用の徹底</li> <li>・手の消毒(施設に消毒液の設置)</li> <li>・体調不良者の利用自粛</li> <li>・可能な限り3密を避けること</li> <li>・利用者全員の連絡先の把握</li> <li>・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること</li> <li>・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること</li> </ul> <p>●施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気の徹底</li> <li>・施設、設備等の消毒</li> <li>・机等の配置の変更</li> <li>・利用予約時の制限内容や要請内容の周知</li> <li>・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</li> </ul>	左記からの変更なし
2	さんみらい多賀城イベントプラザ	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。</li> <li>・更衣室、シャワー室の利用は1名づつとする。</li> <li>・休憩室の利用は周囲と距離をとり、概ね10名までとする。</li> </ul> <p>●利用者に遵守いただく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動時以外のマスク着用の徹底</li> <li>・手の消毒(施設に消毒液の設置)</li> <li>・体調不良者の利用自粛</li> <li>・可能な限り3密を避けること</li> <li>・利用者全員の連絡先の把握</li> <li>・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること</li> <li>・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること</li> </ul> <p>●施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気の徹底</li> <li>・施設、設備等の消毒</li> <li>・利用予約時の制限内容や要請内容の周知</li> <li>・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</li> </ul>	左記からの変更なし

令和2年9月29日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第18号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年9月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年8月27日

多賀城市教育委員会

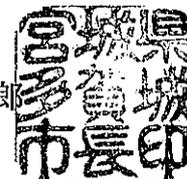
教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負契約の締結を令和2年第3回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

なお、貴委員会の意見については、令和2年8月28日（金）まで回答願います。

記

1 対象工事

番号	工事の名称	工事の場所
1	令和2年度小学校トイレ大規模改造工事	多賀城市伝上山一丁目1番1号 外2か所
2	令和2年度中学校トイレ大規模改造工事	多賀城市鶴ヶ谷一丁目9番1号 外1か所
3	令和2年度小中学校トイレ大規模改造工事	多賀城市笠神五丁目8番1号外 1か所

2 落札者の決定方法等

上記工事については、総合評価方式による制限付き一般競争において、令和2年8月19日に入札を執行し、翌20日に落札者として決定している。

担当：管財課管財契約係 大場  
内線：462





小中学校トイレ大規模改造工事による洋式化率の推移

1 工事実施前

(令和2年8月1日現在)  
(単位:台、%)

No.	施設名称	男子トイレ		女子トイレ		多目的トイレ等 洋	和式 小計	洋式 小計	合計	洋式 割合
		和	洋	和	洋					
1	多賀城小学校	9	11	15	37	2	24	50	74	68
2	多賀城東小学校	19	7	44	9	1	63	17	80	21
3	山王小学校	8	9	21	14	2	29	25	54	46
4	天真小学校	8	14	13	29	5	21	48	69	70
5	城南小学校	7	21	9	43	14	16	78	94	83
6	多賀城八幡小学校	9	11	21	12	2	30	25	55	45
7	多賀城中学校	13	10	50	14	1	63	25	88	28
8	第二中学校	9	11	17	21	10	26	42	68	62
9	東豊中学校	6	6	13	12	2	19	20	39	51
10	高崎中学校	7	9	22	12	1	29	22	51	43
小学校計		60	73	123	144	26	183	243	426	57
中学校計		35	36	102	59	14	137	109	246	44
合計		95	109	225	203	40	320	352	672	52

2 工事実施後(予定)

(単位:台、%)

No.	施設名称	男子トイレ		女子トイレ		多目的トイレ等 洋	和式 小計	洋式 小計	合計	洋式 割合
		和	洋	和	洋					
1	多賀城小学校	0	14	0	46	14	0	74	74	100
2	多賀城東小学校	1	26	3	50	2	4	78	82	95
3	山王小学校	0	22	1	50	2	1	74	75	99
4	天真小学校	8	14	13	29	5	21	48	69	70
5	城南小学校	7	21	9	43	14	16	78	94	83
6	多賀城八幡小学校	1	16	2	23	8	3	47	50	94
7	多賀城中学校	1	13	3	41	19	4	73	77	95
8	第二中学校	9	11	17	21	10	26	42	68	62
9	東豊中学校	2	10	4	18	8	6	36	42	86
10	高崎中学校	0	18	0	37	7	0	62	62	100
小学校計		17	113	28	241	45	45	399	444	90
中学校計		12	52	24	117	44	36	213	249	86
合計		29	165	52	358	89	81	612	693	88

- ※1 網掛け箇所はトイレ大規模改造工事の対象校である。
- ※2 山王小学校、多賀城八幡小学校及び東豊中学校の体育館のトイレは、過去の体育館大規模改造工事に当たって既に更新している。
- ※3 多目的トイレ等は通常のトイレよりスペースが広いトイレ(車いすが利用できるもの)を含む。
- ※4 2の表の数量は、既存のトイレを含めた大規模改造工事による整備後の数量である。
- ※5 大規模改造工事対象校の残存する和式トイレはプール管理棟のトイレである。



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度小学校トイレ大規模改造工事
- 2 契約の方法 総合評価方式による制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 352,000,000円
- 4 契約の相手方 多賀城市八幡三丁目16番26号  
株式会社宮城工務店

令和2年9月4日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

## 入 札 執 行 調 書

入札件名	令和2年度小学校トイレ大規模改造 工事	入札日時	令和2年8月19日午後1時50分
		入札場所	多賀城市役所5階 501会議室
施工場所	多賀城市伝上山一丁目1番1号外2 か所	入札種別	総合評価方式による制限付き一 般競争入札
入 札 者	入 札 価 格	記 事	入札執行者 総務部管財課 課 長 星 昌昭  立会者 教育委員会事務局教育総務課 主 査 山形 剛大  総務部管財課 参 事 平塚 宏之 主 事 大場 康之 主 事 服部 聖哉
株式会社石井組	321,000,000円		
伏谷建設株式会社	323,000,000円		
株式会社宮城工務店	320,000,000円		
株式会社斎藤工務店	322,000,000円		
			備考  左記金額に100分の10に 相当する額を加算した金額が申 込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			325,000,000円

# 総合評価方式の評価調書

## 1 価格以外の評価結果

入札業者		企業評価				技術者能力				労働福祉				地域貢献			不誠実な行為		合計
No.	名称	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	小計	ア	小計	
1	株式会社石井組	0.0	0.0	0.5	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	7.5
2	伏谷建設株式会社	0.0	0.5	0.0	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	11.5
3	株式会社宮城工務店	3.0	1.0	0.0	4.0	2.0	0.0	2.0	4.0	2.0	0.0	0.0	2.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	16.0
4	株式会社斎藤工務店	3.0	1.0	0.5	4.5	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	14.5

## 2 総合評価結果

入札業者		入札価格	価格評価点	価格以外の評価点	総合評価点	順位	
No.	名称					順位	候補者
1	株式会社石井組	321,000,000	1.230	7.500	8.730	4	
2	伏谷建設株式会社	323,000,000	0.615	11.500	12.115	3	
3	株式会社宮城工務店	320,000,000	1.538	16.000	17.538	1	決定
4	株式会社斎藤工務店	322,000,000	0.923	14.500	15.423	2	

※ 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

## 3 総合評価に関する事項

### (1) 総合評価点の算定方法

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

### (2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点

#### ア 価格評価点 価格評価点の算定方法

価格評価点 =  $100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$

※ 価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てとする。

○ 価格評価点の算定例（予定価格の95パーセントで入札した場合）

$$\begin{aligned}
 \text{価格評価点} &= 100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \\
 &= 100 \times (1 - (308,750,000 \text{円} \div 325,000,000 \text{円})) \\
 &= 100 \times (1 - 0.95) \\
 &= 100 \times 0.05 \\
 &= 5.000 \text{点}
 \end{aligned}$$

※ 予定価格の1パーセントに相当する金額が、価格評価点の1点となる。

イ 価格以外の評価点 20.0点満点

## 4 落札者の決定年月日 令和2年8月20日

価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点		評価項目	評価点	提出資料	
技術力	企業評価	ア 過去の工事実績(過去5年間)		契約書及び仕様書の写	
		同種工事の施工経験の実績有	3		
		イ 公共機関からの優良工事表彰の有無(過去5年間)		賞状の写し及び表彰された工事契約書並びに仕様書の写	
		表彰実績あり(同種工事)	1		
		表彰実績あり(他工事)	0.5		
	ウ ISO等認証取得状況		認証取得を証明する書類の写		
	ISO9001及び14001の認証取得済み	1			
	ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5			
	小 計			5	
	配置する技術者の能力	ア 主任技術者の保有する資格の有無	1級施工管理技士又は監理技術者	2	技術者資格者証等の写
2級施工管理技士			1		
イ 継続教育(CPD)の取組状況の有無				受講証明書の写	
継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)		1			
継続教育の証明あり(各団体推奨単位1/2以上取得)		0.5			
ウ 主任技術者の施工経験の有無(過去5年間)			契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写		
同種工事の施工経験の実績有	2				
小 計			5		
社会性	労働福祉	ア 建設業退職金共済制度導入の有無		経審等の写	
		建設業退職金共済制度導入済み	2		
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無		経審等の写	
		退職一時金制度又は企業年金制度導入済み	1		
		ウ 障害者雇用の有無		雇用証明書及び障害者認定書の写	
雇用率が法定雇用率以上で雇用あり	1				
雇用率が法定雇用率未満で雇用あり	0.5				
小 計			4		
地域性	地域貢献	ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無		指名登録申請書の確認	
		本社あり	4		
		支店、営業所等あり	2		
		イ 多賀城市との災害協定の有無		災害協定書の写・証明書等	
災害協定あり	2				
小 計			6		
減点	不誠実な行為	ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無		自己申告及び指名停止状況の確認	
		3月以内の指名停止回数1回につき1点減点	△1		
		3月を超え6月以内の指名停止回数1回につき2点減点	△2		
		6月を超える指名停止回数1回につき3点減点	△3		
合 計			20		

(1) 同種工事の条件

平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した延床面積が1,000㎡以上の教育施設の内装改修工事を元請として施工した実績を有すること(建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。)

(2) 「表彰実績あり(他工事)」の条件

建築一式工事での受賞実績を対象とする。

## 工事概要書

- 1 件 名 令和2年度小学校トイレ大規模改造工事
- 2 施工場所 多賀城市伝上山一丁目1番1号外2か所
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 工事概要

トイレの給排水管の更新及び内装の全面改修を行うもの

(1) 多賀城市立多賀城小学校

校舎、屋内運動場

洋式大便器 24基

(2) 多賀城市立山王小学校

校舎

洋式大便器 64基

小便器 36基

(3) 多賀城市立多賀城八幡小学校

校舎

洋式大便器 41基

小便器 23基



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |                                |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 令和2年度中学校トイレ大規模改造工事             |
| 2 | 契約の方法  | 総合評価方式による制限付き一般競争入札            |
| 3 | 契約金額   | 364,320,000円                   |
| 4 | 契約の相手方 | 多賀城市明月一丁目5番12号101<br>株式会社齋藤工務店 |

令和2年9月4日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

## 入 札 執 行 調 書

入札件名	令和2年度中学校トイレ大規模改造 工事	入札日時	令和2年8月19日 午後2時
		入札場所	多賀城市役所5階 501会議室
施工場所	多賀城市鶴ヶ谷一丁目9番1号外1 か所	入札種別	総合評価方式による制限付き一 般競争入札
入 札 者	入 札 価 格	記 事	入札執行者 総務部管財課 課 長 星 昌昭  立会者 教育委員会事務局教育総務課 主 査 山形 剛大  総務部管財課 参 事 平塚 宏之 主 事 大場 康之 主 事 服部 聖哉
株式会社石井組	320,000,000円		
伏谷建設株式会社	326,000,000円		
株式会社宮城工務店	336,000,000円		
株式会社斎藤工務店	331,200,000円		
			備考
			左記金額に100分の10に 相当する額を加算した金額が申 込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			338,000,000円

# 総合評価方式の評価調書

## 1 価格以外の評価結果

No.	入札業者 名称	企業評価				技術者能力				労働福祉				地域貢献			不誠実な行為		合計
		ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	小計	ア	小計	
1	株式会社石井組	0.0	0.0	0.5	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	7.5
2	伏谷建設株式会社	0.0	0.5	0.0	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	11.5
3	株式会社宮城工務店	3.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	4.0	2.0	0.0	0.0	2.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	15.0
4	株式会社斎藤工務店	3.0	1.0	0.5	4.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	15.5

## 2 総合評価結果

No	入札業者 名称	入札価格	価格評価点	価格以外 の評価点	総合評価点	順位	
						落札候補者	位
1	株式会社石井組	320,000,000	5.325	7.500	12.825	4	
2	伏谷建設株式会社	326,000,000	3.550	11.500	15.050	3	
3	株式会社宮城工務店	336,000,000	0.591	15.000	15.591	2	
4	株式会社斎藤工務店	331,200,000	2.011	15.500	17.511	1	決定

※ 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

## 3 総合評価に関する事項

### (1) 総合評価点の算定方法

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

### (2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点

#### ア 価格評価点 価格評価点の算定方法

価格評価点 =  $100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$

※ 価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てとする。

○ 価格評価点の算定例（予定価格の95パーセントで入札した場合）

$$\begin{aligned}
 \text{価格評価点} &= 100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \\
 &= 100 \times (1 - (321,100,000 \text{円} \div 338,000,000 \text{円})) \\
 &= 100 \times (1 - 0.95) \\
 &= 100 \times 0.05 \\
 &= 5.000 \text{点}
 \end{aligned}$$

※ 予定価格の1パーセントに相当する金額が、価格評価点の1点となる。

イ 価格以外の評価点 20.0点満点

## 4 落札者の決定年月日 令和2年8月20日

価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点	評価項目	評価点	提出資料		
技術力	企業評価	ア 過去の工事実績(過去5年間) 同種工事の施工経験の実績有	3	契約書及び仕様書の写	
		イ 公共機関からの優良工事表彰の有無(過去5年間) 表彰実績あり(同種工事)	1		賞状の写し及び表彰された工事契約書並びに仕様書の写
		表彰実績あり(他工事)	0.5		
		ウ ISO等認証取得状況 ISO9001及び14001の認証取得済み	1	認証取得を証明する書類の写	
	ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5			
	小 計		5		
	配置する技術者の能力	ア 主任技術者の保有する資格の有無 1級施工管理技士又は監理技術者	2	技術者資格者証等の写	
			2級施工管理技士		1
			イ 継続教育(CPD)の取組状況の有無 継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)		1
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位1/2以上取得)	0.5		
ウ 主任技術者の施工経験の有無(過去5年間) 同種工事の施工経験の実績有		2	契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写		
小 計		5			
社会性	労働福祉	ア 建設業退職金共済制度導入の有無 建設業退職金共済制度導入済み	2	経審等の写	
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無 退職一時金制度又は企業年金制度導入済み	1		
		ウ 障害者雇用の有無 雇用率が法定雇用率以上で雇用あり	1	雇用証明書及び障害者認定書の写	
		雇用率が法定雇用率未満で雇用あり	0.5		
	小 計		4		
	地域性	地域貢献	ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無 本社あり	4	指名登録申請書の確認
支店、営業所等あり			2		
イ 多賀城市との災害協定の有無 災害協定あり		2	災害協定書の写・証明書等		
小 計		6			
減点	不誠実な行為	ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無 3月以内の指名停止回数1回につき1点減点	△1	自己申告及び指名停止状況の確認	
		3月を超え6月以内の指名停止回数1回につき2点減点	△2		
		6月を超える指名停止回数1回につき3点減点	△3		
		合 計	20		

(1) 同種工事の条件

平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した延床面積が1,000㎡以上の教育施設の内装改修工事を元請として施工した実績を有すること(建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。)

(2) 「表彰実績あり(他工事)」の条件

建築一式工事での受賞実績を対象とする。

## 工事概要書

- 1 件 名 令和2年度中学校トイレ大規模改造工事
- 2 施工場所 多賀城市鶴ヶ谷一丁目9番1号外1か所
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 工事概要

トイレの給排水管の更新及び内装の全面改修を行うもの

### (1) 多賀城市立多賀城中学校

校舎、屋内運動場、柔剣道場

洋式大便器 73基

小便器 31基

### (2) 多賀城市立高崎中学校

校舎、屋内運動場、屋上プール

洋式大便器 62基

小便器 31基



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |                            |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 令和2年度小中学校トイレ大規模改造工事        |
| 2 | 契約の方法  | 総合評価方式による制限付き一般競争入札        |
| 3 | 契約金額   | 267,850,000円               |
| 4 | 契約の相手方 | 多賀城市八幡二丁目8番16号<br>伏谷建設株式会社 |

令和2年9月4日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

## 入 札 執 行 調 書

入札件名	令和2年度小中学校トイレ大規模改造工事	入札日時	令和2年8月19日午後1時40分
		入札場所	多賀城市役所5階 501会議室
施工場所	多賀城市笠神五丁目8番1号外1か所	入札種別	総合評価方式による制限付き一般競争入札
入 札 者	入 札 価 格	記 事	入札執行者 総務部管財課 課 長 星 昌昭  立会者 教育委員会事務局教育総務課 主 査 山形 剛大  総務部管財課 参 事 平塚 宏之 主 事 大場 康之 主 事 服部 聖哉
株式会社石井組	250,000,000円		
伏谷建設株式会社	243,500,000円		
株式会社宮城工務店	254,000,000円		
株式会社斎藤工務店	253,000,000円		
			備考
			左記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			255,000,000円

# 総合評価方式の評価調書

## 1 価格以外の評価結果

入札業者		企業評価				技術者能力				労働福祉				地域貢献			不誠実な行為		合計
No.	名称	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	小計	ア	小計	
1	株式会社石井組	0.0	0.0	0.5	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	7.5
2	伏谷建設株式会社	0.0	0.5	0.0	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	11.5
3	株式会社宮城工務店	3.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	4.0	2.0	0.0	0.0	2.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	15.0
4	株式会社斎藤工務店	3.0	1.0	0.5	4.5	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	14.5

## 2 総合評価結果

入札業者		入札価格	価格評価点	価格以外の評価点	総合評価点	順位	
No.	名称					順位	候補者
1	株式会社石井組	250,000,000	1.960	7.500	9.460	4	
2	伏谷建設株式会社	243,500,000	4.509	11.500	16.009	1	決定
3	株式会社宮城工務店	254,000,000	0.392	15.000	15.392	2	
4	株式会社斎藤工務店	253,000,000	0.784	14.500	15.284	3	

※ 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

## 3 総合評価に関する事項

### (1) 総合評価点の算定方法

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

### (2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点

#### ア 価格評価点 価格評価点の算定方法

価格評価点 =  $100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$

※ 価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てとする。

○ 価格評価点の算定例（予定価格の95パーセントで入札した場合）

$$\begin{aligned}
 \text{価格評価点} &= 100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \\
 &= 100 \times (1 - (242,250,000 \text{円} \div 255,000,000 \text{円})) \\
 &= 100 \times (1 - 0.95) \\
 &= 100 \times 0.05 \\
 &= 5.000 \text{点}
 \end{aligned}$$

※ 予定価格の1パーセントに相当する金額が、価格評価点の1点となる。

イ 価格以外の評価点 20.0点満点

## 4 落札者の決定年月日 令和2年8月20日

価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点	評価項目	評価点	提出資料		
技術力	企業評価	ア 過去の工事実績(過去5年間) 同種工事の施工経験の実績有	3	契約書及び仕様書の写	
		イ 公共機関からの優良工事表彰の有無(過去5年間)	表彰実績あり(同種工事)	1	賞状の写し及び表彰された工事契約書並びに仕様書の写
			表彰実績あり(他工事)	0.5	
	ウ ISO等認証取得状況	ISO9001及び14001の認証取得済み	1	認証取得を証明する書類の写	
		ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5		
		小計	5		
	配置する技術者の能力	ア 主任技術者の保有する資格の有無	1級施工管理技士又は監理技術者	2	技術者資格者証等の写
			2級施工管理技士	1	
			イ 継続教育(CPD)の取組状況の有無	継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位1/2以上取得)	0.5		
ウ 主任技術者の施工経験の有無(過去5年間)		同種工事の施工経験の実績有		2	契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写
		小計	5		
社会性	労働福祉	ア 建設業退職金共済制度導入の有無	建設業退職金共済制度導入済み	2	経審等の写
			イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無	退職一時金制度又は企業年金制度導入済み	
		ウ 障害者雇用の有無	雇用率が法定雇用率以上で雇用あり	1	雇用証明書及び障害者認定書の写
			雇用率が法定雇用率未満で雇用あり	0.5	
		小計	4		
地域性	地域貢献	ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無	本社あり	4	指名登録申請書の確認
			支店、営業所等あり	2	
			イ 多賀城市との災害協定の有無	災害協定あり	
		災害協定あり	2		
小計	6				
減点	不誠実な行為	ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無	3月以内の指名停止回数1回につき1点減点	△1	自己申告及び指名停止状況の確認
			3月を超え6月以内の指名停止回数1回につき2点減点	△2	
			6月を超える指名停止回数1回につき3点減点	△3	
			合計	20	

(1) 同種工事の条件

平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した延床面積が1,000㎡以上の教育施設の内装改修工事を元請として施工した実績を有すること(建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。)

(2) 「表彰実績あり(他工事)」の条件

建築一式工事での受賞実績を対象とする。

## 工事概要書

- 1 件 名 令和2年度小中学校トイレ大規模改造工事
- 2 施工場所 多賀城市笠神五丁目8番1号外1か所
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 工事概要

トイレの給排水管の更新及び内装の全面改修を行うもの

(1) 多賀城市立多賀城東小学校

校舎、屋内運動場

洋式大便器 78基

小便器 34基

(2) 多賀城市立東豊中学校

校舎

洋式大便器 30基

小便器 11基



臨時代理事務報告第19号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年9月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年8月27日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見  
について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市 公 第 7 4 9 号

令 和 2 年 8 月 2 7 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算について

(協議)

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線280 藤村





臨時代理事務報告第20号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年9月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年8月27日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）に対する

意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市 公 第 8 1 5 号

令 和 2 年 8 月 2 7 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）につ

いて（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当：市長公室（財政経営担当）

内線215 松坂